# 平成 11 年度 包括外部監査の結果報告書(教育局)の概要

### 第1 外部監査の概要

#### 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び仙台市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

#### 選定した監査テーマ

平成10年度の社会体育活動及び社会教育活動に係る財務に関する事務の執行並びに関連 出資団体の出納その他の事務の執行について

主な監査対象部局及び監査対象団体は次のとおりである。

- (1)教育局生涯学習部スポーツ課
- (2)教育局生涯学習部文化財課
- (3)財団法人仙台市スポーツ振興事業団
- (4)財団法人仙台市歴史文化事業団

#### 外部監査の対象期間

平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日まで

#### 監査の要点

補助金に関する事務

- ・補助金の申請受付、交付、目的使用状況の点検事務は適正に行われているか。 委託料に関する事務
- ・委託料の算定、契約及び支払事務は適正に行われているか。

#### 収納事務

- ・施設使用料の徴収事務は適正に行われているか。
- ・減免処理は適正に行われているか。

#### 施設の運営

- ・管理人・連絡員の配置は適正に行われているか。
- ・利用者数の把握は適切に行われているか。
- ・施設の点検検査は適切に行われているか。

#### 施設の維持

・修繕は計画的に、あるいは迅速に行われているか。

公有財産の取得・管理・処分に関する事務

・公有財産の取得・管理・処分に関する事務は適正に行われているか。

#### 備品の管理

・備品の管理は適切に行われているか。

#### 出資団体の事務

・関連出資団体の出納その他の事務は適正に行われているか。

### 外部監査の実施期間

平成 11 年 11 月 24 日から平成 12 年 3 月 22 日まで

### 第2 外部監査の結果

#### 教育局生涯学習部スポーツ課

- 1.財産の管理
- (1)関係帳票の不一致

平成 11 年 3 月末現在の土地建物現在高報告書記載の財産について、所管課及び財産管理課の台帳及び財産調書と照合した結果、これら帳票間で不一致があった。

また、スポーツ課から財産管理課へ施設解体の報告がなされていないため、財産管理 課の台帳に反映されていないものがある。

所管課の台帳に基づいた正確な報告をすることが必要である。また、所管課よりの現在高報告書と財産管理課の台帳で差異が生じた場合には原因を調査し、常に両台帳が正確な有り高を示すようその都度調整を行うべきである。

(2)土地・建物台帳の記載内容

所管課の土地・建物台帳を閲覧した結果、ほぼ全ての物件について価格欄の記載がな されていない。

価格欄に価格を記載することが必要である。

#### 教育局生涯学習部文化財課

- 1.財産の管理
- (1) 備品関係帳票の不一致

平成 11 年 3 月提出の備品調書を入手し、貸付品整理簿及び備品出納簿と突合した結果、 不一致があった。

保管現場に現物があるので、貸付品整理簿・備品出納簿に記帳することが必要である。 また、備品調書は、貸付品整理簿・備品出納簿をもとに現物の有無を確認のうえ正確に 作成する必要がある。

(2)土地・建物台帳の記載内容

所管課の土地・建物台帳を閲覧した結果、買入れ物件については価格欄の記載は行われているが、所管替え物件について記載がない。

価格欄に価格を記載することが必要である。

#### 財団法人仙台市スポーツ振興事業団

#### 1. 決裁

予算流用の承認、修繕工事及び物品の賃借契約について決裁規程に従っていない決裁がなされているものがあった。決裁規程に基づき適切な事務処理を行う必要がある。

#### 2. 備品の実地調査

平成 12 年 1 月に仙台市体育館、青葉体育館・仙台市武道館、泉総合運動場、宮城広瀬総合運動場の 4 施設で実地調査を行った結果、貸付品整理簿と数量差異のあるもの及び所在が確認できないものがあった。

定期的な備品実地調査の実施・報告を徹底させ、貸付品整理簿で常に正確な備品が把握できるようにする必要がある。また、不用品の処分については適時に「物品不用決定依頼書」を作成する必要がある。

#### 3. 備品の番号管理

備品整理票の整理番号と貸付品整理簿の備品番号が対応していないため、現物調査の際 に貸付品整理簿との照合ができないものがある。

現物と帳簿とを容易に照合できるようにするための措置をとる必要がある。

#### 4. 備品扱の不統一

青葉体育館において貸付品整理簿に記載のないスポーツ用具があった。

これらは容易に移動可能なスポーツ用具であり、他の体育館での扱いと同様に備品として扱い管理することが適当である。

### 5.スポーツ教室講師に対する謝礼の支払方法

仙台市体育館の講師謝礼について、講師の代表者に4人分の講師料が支払われており、 源泉徴収もその代表者個人分として処理されていた。

講師個人へ謝礼を支払う場合には各講師毎に支払い、源泉徴収も代表者個人分としてではなく、各講師毎に行う必要がある。

また、仙台市体育館においては教室の開催計画に基づいて謝礼を支払っており、計画通りに講師が実際に指導を行ったか否かの書類での確認がなされていない。講師予定人数表を作成し、指導した講師の署名を受けるなどの方法により確認を行う必要がある。

## 6.アルバイト賃金の支払方法

アルバイト賃金の支払に関する支出命令書の中の振込依頼書部分については、アルバイト本人が記入することとなっているが、一部施設(仙台市体育館、勤労者体育館、宮城広瀬総合運動場)において事務担当者が記入しているものが見受けられた。振込依頼書については必ずアルバイト本人の記入を受けるよう事務処理を徹底する必要がある。

### 第3 結果報告書に添えて提出する意見の概要

#### 教育局生涯学習部スポーツ課

- 1.社会体育施設の利用状況と収支について
- (1)利用状況と収支の実態

ここ 5 年間に新設された施設の利用者数は増加しているが、既存の施設については全般的に横ばい乃至は減少している。

施設の運営維持管理に要する経費は年間約12億円であり、利用者からの利用料収入は約3億円で、必要経費の約4分の1に止まっている。

(2)施設運営管理に関する提言

施設の運営管理コストの把握

各施設の運営維持管理に必要な費用を施設毎に正確に集計した管理資料を作成する必要がある。

利用状況の分析と運営目標の設定

施設利用状況資料を適切に分析し、今後の施設運営管理にフィードバックさせる必要がある。

各施設毎の改善策の作成

施設毎の運営管理コスト、利用料収入、利用者数、目標利用者数、利用率等を比較分析し、利用率の思わしくない施設、運営管理コストに比べ利用料収入の少ない施設、あるいは目標を下回っている施設を識別し、それら施設の利用促進、運営管理コスト削減に必要な改善策を作成していくことが必要である。

#### 財団法人仙台市スポーツ振興事業団

1.業務委託契約について

適切な業者選定をするために、施設管理者は委託業務の内容に関する専門知識(仕様書の作成、標準単価の把握、業者の評価、検収方法の確立等)の獲得・収集に努めるとともに、見積合わせが実施可能な業務を検討のうえ、極力見積合わせを実施し、安易な特命契約ではなく、より有利な契約をすることが望まれる。

2. 設備関係の保守点検業務について

特殊な設備の保守点検を除き設置業者への特命指名は慎重に検討されることが望まれる。

### 財団法人仙台市歴史文化事業団

1.業務委託契約について

会計規程に随意契約に係る具体的な規定を設け、業者を選定する際には極力見積合わせを実施し、より有利な契約を締結できるようにすることが望まれる。

2 . 有料販売図録及び調査研究報告書の在庫管理について

有料販売される図録及び調査研究報告書の在庫管理について検討する必要がある。

### 財団法人共通の事項

1.退職給与引当金の計上について

監査対象となった財団法人の平成 11 年度における退職給与引当金の計上方針は、期末要 支給額から中小企業退職金共済より支給される金額を差引いた金額に対して 60%を引当て ることとなっているが、引当率を 100%まで引き上げることが望まれる。

### 仙台市共通の事項

1.施設毎の収支報告について

仙台市の情報公開に関する検討事項の一つとして各種施設毎の収支報告について検討することが望まれる。

2. 実質的長期賃貸借契約について

契約当初から1年を超える長期賃借を予定している場合は、本来債務負担行為等として 予算計上し長期契約を締結すべきものであると考えられる。財務状況の正確な把握及び契 約事務手続の効率促進の点から、実態を反映した長期契約の締結を行うことが望まれる。

以上